

別記様式（第3条内規）

部 長	次 長	課 長	参 与	係

受付 令和 年 月 日		第 号		承認 令和 年 月 日		戸番号番号	

給水装置工事申込書

島本町長 様
島本町水道事業条例第5条の規定に基づき、給水装置の工事を申込みます。

申込者

住 所 _____
(フリガナ)
氏 名 _____

電話番号 () -

工 事 区 分	☐ 新設	用 途 区 分	☐ 一般用	給 水 方 式	☐ 直圧	履 歴 番 号	
	☐ 改造		☒ 臨時用		☐ 受水槽	使用者番号	() -
	☐ 増設		☐ その他			支管番号	
	☐ 撤去					給水系統	

工 事 場 所	島本町 丁目 番 号 番地
占 用 先	☐ 町道 ☐ 府道 ☐ 国道 ☐ 公有土地水面 *私 道 *その他
道 路 状 況	☐ アスファルト ☐ 砂利 ☐ コンクリート ☐ インターロッキング ☐ その他

委任状

令和 年 月 日
島本町長 様
島本町水道事業指定給水装置工事事業者 を代理人と定め
下記権限を委任します。

1 給水装置工事申込手続き及び設計・施行に関すること。
2 給水装置工事申込に関する工事費各種手数料等の納付及び追徴還付金の受領に関すること。
3 給水装置の開栓等（臨時用給水開栓及び撤去工事）に関すること。

委任者

住 所 _____
氏 名 _____

指定給水装置工事事業者住所氏名	
-----------------	--

町 納 付 金 額 内 訳	受託給・配水工事収益		給水装置工事施行許可申請書 令和 年 月 日 島本町長 様 別紙設計書のとおり_____の給水装置 工事を施工したいので許可ください。 指定給水装置工事事業者											
	メ ー タ ー													
	小 計													
	手 数 料													
	設 計 審 査													
	竣 工 検 査													
	工 事 立 合													
	小 計													
許可条件	加 入 金		承諾書 令和 年 月 日 給水装置工事申込者氏名 様 1 私所有の土地_____番地に給水管の埋設について承諾します。 1 給水管口径 mm管から口径 mm管を分岐する ことを承諾します。 住 所 _____ 所有者 氏 名 _____											
	負 担 金													
	特別開発負担金													
	予 納 金													
	合 計													
	令和 年 月 日													
	別紙設計書を審査した結果、給水装置工事の施行を許可します。													
	島本町上下水道部													
中間願	道路管理者許可		令和 年 月 日		臨時用給水申込書 令和 年 月 日 島本町長 様 臨時用給水を受けたいので、島本町水道事業条例第 2 0 条の規定により申込みます。 住 所 _____ 使用者 氏 名 _____									
	警察署許可		令和 年 月 日											
	施工期間		令和 年 月 日											
竣工願	提 出		令和 年 月 日		指定工事業者									
	引 込 管		令和 年 月 日											
地 下 埋 協 議		令和 年 月 日		主任技術者										
分岐立合及び屋外検査		令和 年 月 日												免状交付番号
竣 工 検 査		令和 年 月 日		配 管 工										
		令和 年 月 日												番 号
		令和 年 月 日		期 限										
		令和 年 月 日												形 式
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												
		令和 年 月 日												